

投稿規程

1. 投稿の原則

1) 投稿資格

原則として東北地理学会の会員であること。連名による投稿の場合は、筆頭著者が本学会員であること。ただし、以下に規定する特集論文については、非会員の単名または筆頭著者での投稿も認める。

2) 投稿内容

地理学およびその関連分野に関する未公開の研究であること。なお、一般に公開されているプレプリントサーバに掲載の原稿は未公開とみなす。

2. 原稿の種類

1) 論説等

- ・論説…独自の視点、方法、資料に基づく研究論文。学会で討議されていることを原則とする。
- ・展望…特定の主題に関する内外の研究を整理し、研究動向の新たな解釈や今後の研究方向に関する著者の見解を付したのもの。
- ・研究ノート…論説に準じる学術的価値のある調査や研究の報告
- ・短報…地理学的価値のある新事実や新しい方法・資料の提示を中心とする調査・研究の報告
- ・討論…本誌掲載の論考に対する討論

2) 特集論文

- ・共通のテーマに関する論考で、3本以上によって構成されるもの。
- ・本学会員が企画責任者となって執筆メンバーを集め、編集委員会に申し込み、承認を受ける。
- ・原則として筆頭著者の半数は会員であること。
- ・本学会の学術大会や研究集会等において討議されていることが望ましい。

3) 資料・報告等

- ・資料紹介…地理学的価値のある新資料や発見事象の紹介
- ・巡検資料…地理・地誌学的関心事象を含む国内外の巡検コースの提案や資料の紹介
- ・教材紹介…地理教育に役立つ新教材や創作教材の紹介
- ・教育実践報告…地理および関連教科における独自の工夫を含む教育実践の報告

- ・社会活動報告…地域づくり等の社会活動へのかかわりから得られた地理学的に有用な経験や成果の報告
- ・オピニオン…地理学・地理教育の振興や諸課題に関する論点整理や意見表明

上記種類の判断が難しい場合は編集委員会において判断するので、種類未指定のまま投稿して差し支えない。

4) 書評・紹介…新刊書等の批評や紹介

3. 原稿の構成

- 1) 和文原稿の本文、図、表、写真、注、文献リスト以外の構成は、下記の表の通りとする。
- 2) 欧文原稿の場合もこれに準じ、他に和文の表題と要旨を含むものとする。

	刷上がり 最大頁数	要旨	キーワード	欧文 表題	欧語要旨 キーワード
論説	18	要	要	要	要
展望	18	要	要	要	要
研究ノート	14	要	要	要	要
短報	8	要	要	要	可
討論	4		要	要	
特集論文 (1本あたり)	14	要	要	要	要
資料・報告等	6	要	要	要	
書評・紹介	2				

- 3) 最大頁数を超過した分の経費（1頁8,000円）は、原則として著者の負担となる。
- 4) カラー印刷も可能であるが、通常印刷を越える経費（1頁2万円）については著者が負担する。
- 5) 電子媒体のみカラー図版を掲載することも可能であり、その場合は原則として著者の経費負担は不要である。
- 6) 原稿には電子付録を含めることが可能である。また、採択された原稿に対して関連する電子資料をJ-STAGE Dataで公開することも可能である。それぞれ詳細については、別記の「電子的情報公開（電子付録・J-STAGE Data）利用規定」を参照のこと。

4. 投稿の手続き

- 1) 一般投稿にあたっては、原稿に所定の「送付状」を添えて、email添付で、送付状下端に記されている宛先に送付する。大容量でemail添付ができない場合はファイル転送サービス等を利用して送る。
- 2) 電子ファイルの形式は以下を標準とする。
 - ・本文テキスト→word, 文字埋め込みpdf
 - ・表→word, excel
 - ・図・写真→文字埋め込みpdf, eps, jpg他の形式での投稿を希望する場合は、宛先記載の担当者と相談すること。
- 3) 電子ファイル化された図については、フォントや図柄にズレが生じる場合がある。そうした事態が懸念される場合は、画像ファイルもあわせて送ること。
- 4) 特集論文の場合は、企画責任者が所定の「企画書」を編集委員会に送付し、編集委員会の承認を得た後に投稿する。

5. 校閲制度と受理までの流れ

- 1) 一般投稿原稿のうち「論説等」については、編集委員会が委嘱する閲読者の校閲に付される。原稿の採否は、校閲意見をもとに編集委員会が決定する。同委員会が必要と判断した場合には、原稿の修正を著者に勧告する。
- 2) 「資料・報告等」、「書評・紹介」の原稿は、編集委員会で採否を決定し、修正を求めることがある。

- 3) 「特集論文」の原稿は、企画責任者と執筆メンバーが相互に点検を行い、内容・体裁を十分に整えた上で投稿する。編集委員会はそれを点検・閲読し、必要に応じて原稿の修正を勧告する。編集委員会が必要と判断すれば、編集委員会以外の閲読者を委嘱することもできる。最終的な採否は編集委員会が決定する。
- 4) 小部分の語句訂正は、編集委員会の判断で行うことがある。
- 5) 本規程および別記の「原稿作成要領」に定める表記法から逸脱する原稿は、受け付けない。

6. その他

- 1) 初校は、「論説等」と「特集論文」、および「資料・報告等」は著者が行い、それ以外の校正は編集委員会が行う。著者校正では文章の大幅な修正、図表の差し替え等は行わない。止むを得ない事情でこれを認める場合も、その費用は著者負担とする。
- 2) 別刷りの費用は、「論説等」と「特集論文」については50部まで学会が負担し、それを越えて希望する場合は50部単位で著者の負担とする。「資料・報告等」の別刷を希望する場合は、全て著者負担とする。
- 3) 受理された原稿は原則として返却しない。図表や写真の返却を希望する場合は、受理後の提出の際にその旨を編集担当に伝えること。
- 4) 本誌に掲載された記事の著作権は、本学会に帰属する。
- 5) 本規程は、75巻1号から適用する。